利用規約

第一条 総則

「東京都医師会電話医療通訳の利用促進事業」に参画し、一般社団法人ジェイ・アイ・ジー・エイチ(以下「JIGH」といいます)が提供する医療通訳サービス mediPhone(メディフォン)(以下「本サービス」といいます)を利用する機関 (以下「会員」といいます)は、本規約に同意していただくこととなります。 本規約に同意することにより、会員と JIGH との間で、以下の内容に従った本サービス利用契約(以下「本契約」といいます)が成立します。

第二条 定義

本契約における定義は、以下の各号に定めるとおりです。

- 1. 「会員」とは、「東京都医師会電話医療通訳の利用促進事業」に参画し、本 サービスを利用するために登録いただいた医療機関を指します。
- 2. 「利用者」とは、「会員」である医療機関にかかる患者及びその家族等、「会員」のサービス利用と同時に本サービスを利用するものを指します。

第三条 機能及び規約の追加変更

- 1. JIGH は本サービスの機能を追加、停止、変更など(以下「変更等」といいます)を行うことがあります。機能の削除・変更が行われる場合は事前にその旨を JIGH が指定した方法により通知を行うこととし、変更はさかのぼって適用されることはなく、通知後7日を経過した時点以降に発効します。
- 2. 前項の規定にかかわらず、新機能の追加や法律上の理由に基づく変更についてはこの限りでなく、変更後直ちに発効する場合があります。なお、この場合、個別の通知を行わないことがあるものとし、会員はこれにつき予め同意するものとします。
- 3. 変更等の発効後に本サービスをご利用いただいた場合、当該変更等に承諾 いただいたものとみなします。
- 4. JIGH は、本規約と別途個別の規約を追加できるものとし、本規約と追加規約の間に矛盾が存在する場合は追加規約が優先されます。

第四条 登録情報の変更

- 1. 会員は担当者名、責任者名、住所、連絡先など登録いただいた情報に変更 がある場合、速やかに JIGH が定める方法により登録情報の更新を行うもの とします。
- 2. 前項の手続きを怠ったことにより本サービスの提供をお断りした場合、あるいは通知などの不受理に伴う損害について JIGH は一切の責任を負いません。

第五条 利用資格及び条件

- 1. 本サービスはご登録いただいた電話番号からご連絡があった場合にご利用 いただけます。ご登録のない電話番号からのお電話は、事務局にて東京都医 師会会員様であることを確認させていただいた上で、お繋ぎいたします。
- 2. 会員は、登録時に責任者を選定するものとします。責任者自身が本規約を遵守することはもちろん、利用者または利用が想定される方に対し利用規約を遵守させるものとし、会員は、全利用者について、本サービスの利用にかかる一切の責任を負うものとします。
- 3. 登録された番号からご連絡いただいた場合でも JIGH (その従業員を含む) が不適当と判断した場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
- 4. 本サービスをご利用いただける期間、時間帯及び提供可能な言語は、別途 JIGH が定める通りとします。
- 5. 本サービスにて提供される通訳サービスは、電話による医療通訳を主としていますが、高度に専門的な内容や書面での説明・同意、画像を見ながらの説明など電話での通訳に適していない内容、或いはその他の専門知識が必要とされる内容については、対応していないものとし、JIGH はかかる場合、本サービスの提供をお断りする権利を有します。なお、対応をするか否かの判断は、JIGH が行うものとし、会員はこれにつき予め同意するものとします。
- 6. 会員は本サービスが通常予約なしで提供されるため、お問い合わせが集中することにより繋がりにくい状況が発生する可能性があることを予め承諾するものとし、利用者にもこれを了承させるものとします。
- 7. 本サービスに関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます)、 特許権、その他の知的財産権、所有権その他の一切の権利(登録を受ける権利、ノウハウ等も含みます)は、JIGHまたは JIGHが指定する本サービスの 提供元事業者に帰属します。会員は予めこれを了承の上、利用するものとし

ます。

第六条 譲渡等

- 1. 会員は JIGH の書面による事前の承諾がある場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務、または本契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。
- 2. JIGH が本サービスの全部または一部を JIGH のグループ会社その他の第三者 に譲渡する場合、JIGH は、会員に通知することにより、本契約上の JIGH の 地位、権利または義務を当該第三者に譲渡することができ、会員は予めこれ に同意するものとします。

第七条

解除

- 1. JIGH または会員が次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず、 催告後30日以内に当該違反が是正されないとき
 - (2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形若しくは 小切手が不渡になったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、または 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続き開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき
 - (6) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行 が困難になるおそれがある認められるとき
- 2. 前項の場合、本契約を解除された当事者は、解除によって解除をした当事者が被った損害を賠償するものとします。

第八条 秘密保持及び個人情報の保護

1. 本規約において、秘密情報とは、本サービスに関連して、JIGHまたは会員が

相手方に対し、秘密である旨を示して、書面、口頭若しくは記録媒体等により開示した技術または営業上その他一切の情報を意味します。ただし、以下の各号に該当するものは、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示前に情報受領者(以下「受領者」といいます)が既に保有していたもの
- (2) 開示の前後を問わず、受領者の責めに帰せざる事由により公知となったもの
- (3) 秘密保持義務を負わない第三者から受領者が秘密保持義務を負わず適 法に取得したもの
- (4) 受領者が秘密情報によることなく単独で開発したもの
- 2. JIGH(その従業員を含む)及び会員は、相手方及び利用者から受領した秘密情報について、次の各号に定める秘密保持義務を遵守するものとします。
 - (1) 開示した当事者の事前承認なしに、秘密情報を第三者(業務のために 当該秘密情報を知る必要のある両当事者の従業員等を除きます)に対 して開示しないものとします。
 - (2) 開示された秘密情報を、本規約に基づく義務の履行目的以外のために 使用しないものとします。
- 3. JIGH は前項に関わらず、政府機関の要請、法律または規制の定めに従って秘密情報の開示を要求された場合は、当該要求を満たす範囲で開示できるものとします。
- 4. JIGH は、本サービスの履行に際して知り得た利用者を含む第三者に関する個人情報(個人情報保護法第2条第1項において定める「個人情報」をいいます)につき、個人情報保護法に従い、適切に取り扱うものとします。
- 5. JIGH は、本サービスに関連して知り得た個人情報について、個人情報保護法に基づく適切な安全管理の基に取り扱うものとし、本サービス上の義務を履行する目的以外で第三者に対して一切開示または漏えいしないものとします。また、個人情報につき開示を必要とする場合には、個人情報保護法に反しない限りにおいてこれを開示するものとします。

第九条 反社会的勢力の排除

- 1. JIGH 及び会員は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 自ら及びその役員(取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれら

に準ずる者をいいます)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

- (2) 自己または第三者の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、または関与していると認められる関係を有していないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約及び個別契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害しまたは信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないこと
- 2. JIGH 及び会員は、相手方が前項の確約に違反した場合、何らの通知または 催告をすることなく、利用を停止することができるものとします。
- 3. JIGH 及び会員は、前項の規定により利用を停止したことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを一切賠償することを要しません。また、本条に違反した当事者は、当該違反に起因する一切の損害を賠償しなければならないものとします。

第十条 準拠法及び紛争の解決

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとします。 また、本サービスに関連して JIGH と会員の間で生じた紛争については、訴額に 応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判 所として紛争を解決するものとします。

第十一条 誠実協議

本規約に定めのない事項及び本規約の内容の解釈につき相違のある事項ついては、本規約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとします。

2017年7月13日改訂 2017年8月15日改訂 2018年7月10日改訂